

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p>第6章 非課税範囲</p> <p>  第1節～第4節 省略</p> <p>  第5節 国等の手数料及び外国為替業務等関係</p> <p>  第6節～第13節 省略</p> <p>第7章～第18章 省略</p> <p>(リ・ス取引の実質判定)</p> <p>5-1-9 事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとし、<u>この場合には、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》の規定により売買があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産の引渡しの時に資産の譲渡があったこととなる。</u></p> <p><u>(注) この場合の資産の譲渡の対価の額は、当該リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間（以下9-3-6の3及び9-3-6の4において「リース期間」という。）中に収受すべきリース料の額の合計額となる。</u></p> <p>(2) <u>所法第67条の2第2項《金銭の貸借とされるリース取引》又は法第64条の2第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の規定により金銭の</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第5章 同左</p> <p>第6章 非課税範囲</p> <p>  第1節～第4節 同左</p> <p>  第5節 国等の手数料、<u>国際郵便為替</u>及び外国為替業務等関係</p> <p>  第6節～第13節 同左</p> <p>第7章～第18章 同左</p> <p>(リ・ス取引の実質判定)</p> <p>5-1-9 事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとする。</p> <p><u>(注) この場合には、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>所法令第184条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法令第136条の3第1項《売買とされるリース取引》の規定により当該リース取引の目的となる資産（以下5-1-9において「リース資産」という。）の売買があったものとされるときには、当該リース資産の引渡しの時に資産の譲渡があったこととなる。</u></p> <p>(2) <u>所法令第184条の2第2項《金銭の貸借とされるリース取引》又は法令第136条の3第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の</u></p> |

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>貸借があったものとされる<u>リース取引</u>については、当該リース取引の目的となる<u>資産</u>に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。</p>   | <p>規定により金銭の貸借があったものとされる<u>ときは</u>、当該リース<u>資産</u>に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。</p>  |
| <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ(タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人(人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。)の出資者の持分</p> <p>ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>(注)1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債》に規定する登録国債、社債等の振替に関する法律(以下6-3-1において「社債等振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株予約権、優先</p> | <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ(タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人(人格のない社団等、匿名組合及び民法上の組合を含む。)の出資者の持分</p> <p>ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>(注)1 居住者が発行する譲渡性預金証書は預金に該当する。</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、社債等の振替に関する法律(以下6-3-1において「社債等振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株予</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国債、地方債、社債、新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金、貯金又は令第9条第4項《支払手段に類するもの》に規定する特別引出権の利子</li> <li>(2) 信用の保証料</li> <li>(3) 所法第2条第1項第11号《定義》に規定する合同運用信託、同項第15号に規定する公社債投資信託又は同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬</li> <li>(4) 保険料（厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。）</li> <li>(5) 法法第2条第29号《定義》に規定する集団投資信託、同条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第1号《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する退職年金信託若しくは同項第2号に規定する特定公益信託等の収益の分配金</li> <li>(6) 相互掛金又は定期積金の給付補填金及び無尽契約の掛金差益</li> <li>(7) 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）の利息</li> <li>(8) 割引債（利付債を含む。）の償還差益</li> <li>(9) 手形の割引料</li> <li>(10) 金銭債権の買取又は立替払に係る差益</li> <li>(11) 割賦販売法第2条第1項《割賦販売の定義》に規定する割賦販売、同</li> </ol> | <p>約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資及び投資信託法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国債、地方債、社債、新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金、貯金又は令第9条第4項《支払手段に類するもの》に規定する特別引出権の利子</li> <li>(2) 信用の保証料</li> <li>(3) 所法第2条第1項第11号《定義》に規定する合同運用信託、同項第15号に規定する公社債投資信託又は同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬</li> <li>(4) 保険料（厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。）</li> <li>(5) 法法第2条第29号《定義》に規定する集団投資信託、同条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第1号《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する退職年金信託若しくは同項第2号に規定する特定公益信託等の収益の分配金</li> <li>(6) 相互掛金又は定期積金の給付補填金及び無尽契約の掛金差益</li> <li>(7) 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）の利息</li> <li>(8) 割引債（利付債を含む。）の償還差益</li> <li>(9) 手形の割引料</li> <li>(10) 金銭債権の買取又は立替払に係る差益</li> <li>(11) 割賦販売法第2条第1項《割賦販売の定義》に規定する割賦販売、同</li> </ol> |

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>法第 2 条第 2 項《ローン提携販売の定義》に規定するローン提携販売及び同条第 3 項《割賦購入あっせんの定義》に規定する割賦購入あっせんの手数料（契約においてその額が明示されているものに限る。）</p> <p>(12) 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の利子又は保証料相当額（その額が契約において明示されている部分に限る。）</p> <p>(13) 有価証券（その権利の帰属が社債等振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの及び令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債》に規定する<u>登録国債</u>を含み、ゴルフ場利用株式等を除く。）の賃貸料</p> <p>(14) 物上保証料</p> <p>(15) 共済掛金</p> <p>(16) 動産又は不動産の貸付けを行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の特約が付けられたものの利子又は保険料相当額（契約において明示されている部分に限る。）</p> <p>(17) <u>所法第 67 条の 2 第 3 項《リース取引の範囲》又は法第 64 条の 2 第 3 項《リース取引の範囲》</u>に規定するリース取引でその契約に係るリース料のうち、利子又は保険料相当額（契約において利子又は保険料の額として明示されている部分に限る。）</p> | <p>法第 2 条第 2 項《ローン提携販売の定義》に規定するローン提携販売及び同条第 3 項《割賦購入あっせんの定義》に規定する割賦購入あっせんの手数料（契約においてその額が明示されているものに限る。）</p> <p>(12) 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の利子又は保証料相当額（その額が契約において明示されている部分に限る。）</p> <p>(13) 有価証券（その権利の帰属が社債等振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの及び令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債等の範囲》に規定する<u>登録国債等</u>を含み、ゴルフ場利用株式等を除く。）の賃貸料</p> <p>(14) 物上保証料</p> <p>(15) 共済掛金</p> <p>(16) 動産又は不動産の貸付けを行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の特約が付けられたものの利子又は保険料相当額（契約において明示されている部分に限る。）</p> <p>(17) <u>いわゆるファイナンス・リースに係るリース料のうち、</u>利子又は保険料相当額（契約において利子又は保険料の額として明示されている部分に限る。）</p> |
| <p><b>（郵便切手類の譲渡）</b></p> <p>6 - 4 - 1 法別表第一第 4 号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税とされる郵便切手類又は印紙の譲渡は、<u>郵便事業株式会社</u>が行う譲渡及び<u>郵便窓口業務の委託等に関する法律第 3 条第 1 項</u>に規定する<u>郵便局株式会社</u>の営業所又は<u>同法第 8 条第 1 項</u>に規定する再委託業務を行う施設又は<u>郵便切手類販売所等</u>一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手類又は印紙の譲渡については、同号の規定が適用されないから留意する。</p>   | <p><b>（郵便切手類の譲渡）</b></p> <p>6 - 4 - 1 法別表第一第 4 号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税とされる郵便切手類又は印紙の譲渡は、<u>日本郵政公社</u>が行う譲渡及び<u>郵政窓口事務の委託に関する法律第 7 条第 1 項</u>に規定する<u>委託事務を行う施設又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所等</u>一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手類又は印紙の譲渡については、同号の規定が適用されないから留意する。</p>  |

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(郵便切手類の範囲)</p> <p>6-4-2 法別表第一第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、郵便切手類販売所等に関する法律第1条《定義》に規定する郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他郵便に関する料金を示す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物は、これに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 郵便切手<br/>(2) 郵便葉書<br/>(3) 郵便書簡<br/>削除</p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p> <p>6-4-4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を約するものであること。<br/>(2) 給付請求権利者が当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。<br/>(注) いわゆるプリペイドカードは、物品切手等に該当する。</p> <p>(非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲)</p> <p>6-5-3 法別表第一第5号ニ《外国為替業務等》の規定により非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供は、次に掲げる業務に係るもの(当該業</p> | <p>(郵便切手類の範囲)</p> <p>6-4-2 法別表第一第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、郵便切手類販売所等に関する法律第1条《定義》に規定する郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他郵便に関する料金を示す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物及び<u>日本郵政公社が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物</u>は、これに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 郵便切手<br/>(2) 郵便葉書<br/>(3) 郵便書簡<br/>(4) <u>郵便に関する料金の支払用のカード</u></p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p> <p>6-4-4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を約するものであること。<br/>(2) 給付請求権利者が当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。<br/>(注) いわゆるプリペイドカード <u>(6-4-2の(4)に該当するものを除く。)</u>は、物品切手等に該当する。</p> <p>(非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲)</p> <p>6-5-3 法別表第一第5号ホ《外国為替業務等》の規定により非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供は、次に掲げる業務に係るもの(当該業</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>務の周辺業務として行われる役務の提供を除く。)が該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 外国為替取引<br/> (2) 対外支払手段の発行<br/> (3) 対外支払手段の売買又は債権の売買 (本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く。)</p> <p>なお、居住者による非居住者からの証券 (外国為替及び外国貿易法第6条第1項第11号に規定する「証券」をいう。以下6-5-3において同じ。)の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理については、非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供から除かれていることに留意する。</p> <p><b>(医療関係の非課税範囲)</b></p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は<u>特別療養費</u>の支給に係る療養並びに<u>訪問看護療養費</u>の支給に係る指定訪問看護</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療</p> | <p>務の周辺業務として行われる役務の提供を除く。)が該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 外国為替取引<br/> (2) 対外支払手段の発行<br/> (3) 対外支払手段の売買又は債権の売買 (本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く。)</p> <p>なお、居住者による非居住者からの証券 (外国為替及び外国貿易法第6条第1項第11号に規定する「証券」をいう。以下6-5-3において同じ。)の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理については、非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供から除かれていることに留意する。</p> <p><b>(医療関係の非課税範囲)</b></p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>(2) <u>老人保健法</u>の規定に基づく<u>医療</u>及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費又は<u>医療費</u>の支給に係る療養並びに<u>老人訪問看護療養費</u>の支給に係る指定老人訪問看護</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療</p> <p>(4) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養</p> <p>(5) 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療</p> <p>(6) 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払（同法第 72 条第 1 項《業務》の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けべき被害者に対する当該支払に係る療養</p> <p>(7) その他これらに類するものとして、例えば、学校保健法の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療、母子保健法の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療等、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部を国又は地方公共団体により負担される医療及び療養（いわゆる公費負担医療）</p> | <p>並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療</p> <p>(4) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養</p> <p>(5) 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療</p> <p>(6) 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払（同法第 72 条第 1 項《業務》の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けべき被害者に対する当該支払に係る療養</p> <p>(7) その他これらに類するものとして、例えば、学校保健法の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療、母子保健法の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療等、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部を国又は地方公共団体により負担される医療及び療養（いわゆる公費負担医療）</p> |
| <p><b>（登録国債の譲渡の時期）</b></p>   | <p><b>（登録国債等の譲渡の時期）</b></p>  |
| <p>9 - 1 - 17 の 3 令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債》に規定する登録国債の譲渡の時期は、名義変更の登録に必要な書類の引渡し等があった日とする。</p>   | <p>9 - 1 - 17 の 3 令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等の譲渡の時期は、名義変更の登録に必要な書類の引渡し等があった日とする。</p>  |
| <p><b>（長期割賦販売等に係る特例の適用関係）</b></p>  | <p><b>（長期割賦販売等に係る特例の適用関係）</b></p>  |
| <p>9 - 3 - 1 法第 16 条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等につき所法第 65 条第 1 項若しくは第 2 項《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》若しくはは第 132 条第 1 項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》又は法第 63 条第 1 項若しくは第 2 項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》</p>   | <p>9 - 3 - 1 法第 16 条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等につき所法第 65 条《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》若しくはは第 132 条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》又は法第 63 条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限って適用すること</p>  |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>の規定の適用を受ける場合に限って適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p><b>(法人が行う長期割賦販売等の範囲)</b></p> <p>9-3-2 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期割賦販売等には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で<u>法第63条第6項</u>《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</p> <p>(1) 借地権又は地役権の設定の対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額で<u>法令第138条第1項</u>《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるもの</p> <p>(2) 建物の賃貸借契約に際して支払を受ける権利金その他の一時金の額</p> <p>(3) ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額</p> <p><b>(長期割賦販売等の要件)</b></p> <p>9-3-3 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する<u>長期割賦販売等(所法第65条第2項又は法第63条第2項に規定するリース譲渡を除く。)</u>は、その対価の額の支払が月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して行われるものであることを要し、この「月賦、年賦その他の賦払の方法」とは、対価の額につき支払を受けるべき金額の支払期日(以下この節において「履行期日」という。)が頭金の履行期日を除き、月、年等年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が相手</p> | <p>ができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p><b>(法人が行う長期割賦販売等の範囲)</b></p> <p>9-3-2 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する「<u>長期割賦販売等</u>」には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で<u>法第63条第5項</u>《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</p> <p>(1) 借地権又は地役権の設定の対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額で<u>法令第138条第1項</u>《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるもの</p> <p>(2) 建物の賃貸借契約に際して支払を受ける権利金その他の一時金の額</p> <p>(3) ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額</p> <p><b>(長期割賦販売等の要件)</b></p> <p>9-3-3 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用のある<u>長期割賦販売等</u>は、その対価の額の支払が月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して行われるものであることを要し、この「月賦、年賦その他の賦払の方法」とは、対価の額につき支払を受けるべき金額の支払期日(以下この節において「履行期日」という。)が頭金の履行期日を除き、月、年等年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が相手方との当初の契約において具体的に確定している場合におけるその</p> |



| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>方との当初の契約において具体的に確定している場合におけるその賦払の方法をいうのであるが、各履行期における賦払金の額は必ずしも均等又は通減若しくは通増するものであることを要しないことに留意する。</p> <p><b>(契約の変更があった場合の取扱い)</b></p> <p>9-3-4 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している長期割賦販売等についてその後契約の変更があり、賦払金の履行期日又は各履行期日ごとの賦払金の額が異動した場合における同項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) その契約の変更後においてなおその資産の譲渡等が同項に規定する長期割賦販売等に該当するものである場合には、その変更後の履行期日及び各履行期日ごとの賦払金の額に基づいて同項に規定するその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期の特例の計算を行う。ただし、その変更前に既に履行期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p> <p>(2) その契約の変更によりその資産の譲渡等が長期割賦販売等に該当しないこととなった場合には、その資産の譲渡等に係る長期割賦販売等の額（当該課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分を除く。）は、その該当しないこととなった日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとする。</p> <p><u>(注) 令第36条の2第1項又は第2項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p><b>(対価の額に異動があった場合の調整)</b></p> <p>9-3-5 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している長期割賦販売等に係る対価の額につきその後値増し、値引等があ</p> | <p>賦払の方法をいうのであるが、各履行期における賦払金の額は必ずしも均等又は通減若しくは通増するものであることを要しないことに留意する。</p> <p><b>(契約の変更があった場合の取扱い)</b></p> <p>9-3-4 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している長期割賦販売等についてその後契約の変更があり、賦払金の履行期日又は各履行期日ごとの賦払金の額が異動した場合における同項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) その契約の変更後においてなおその資産の譲渡等が同項に規定する長期割賦販売等に該当するものである場合には、その変更後の履行期日及び各履行期日ごとの賦払金の額に基づいて同項に規定するその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期の特例の計算を行う。ただし、その変更前に既に履行期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p> <p>(2) その契約の変更によりその資産の譲渡等が長期割賦販売等に該当しないこととなった場合には、その資産の譲渡等に係る長期割賦販売等の額（当該課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分を除く。）は、その該当しないこととなった日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとする。</p> <p><b>(対価の額に異動があった場合の調整)</b></p> <p>9-3-5 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している長期割賦販売等に係る対価の額につきその後値増し、値引等があ</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>ったため当該長期割賦販売等に係る賦払金の額に異動が生じた場合には、その異動を生じた日の属する課税期間（以下 9-3-5 において「異動課税期間」という。）以後の各課税期間における当該賦払金の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の賦払金の額（異動課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等が行われた部分の金額を除く。）及び異動課税期間開始の日以後に受けるべき賦払金の額の合計額を基礎として 9-3-4 によりその計算を行うものとする。ただし、事業者がその値増し、値引等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する課税期間において行った資産の譲渡等に係るものとしているときは、これを認める。</p> <p><u>（注） 令第 36 条の 2 第 1 項又は第 2 項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p><b>（債務不履行に伴う長期割賦販売等に係る資産の取戻し）</b></p> <p>9-3-6 の 3 事業者が資産の長期割賦販売等をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、<u>長期割賦期間（所法第 67 条の 2 第 1 項《売買とされるリース取引》又は法第 64 条の 2 第 1 項《売買とされるリース取引》に規定するリース取引（以下 9-3-6 の 4 及び 11-3-2 において「リース取引」という。）にあつては、リース期間）</u>の中途において当該販売等をした資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</p> <p>（注） 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</p> <p><b>（リース期間の終了に伴い返還を受けた資産）</b></p> <p>9-3-6 の 4 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産の返還を受けた場合における当該資産の返還は、資産</p> | <p>ったため当該長期割賦販売等に係る賦払金の額に異動が生じた場合には、その異動を生じた日の属する課税期間（以下 9-3-5 において「異動課税期間」という。）以後の各課税期間における当該賦払金の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の賦払金の額（異動課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等が行われた部分の金額を除く。）及び異動課税期間開始の日以後に受けるべき賦払金の額の合計額を基礎として 9-3-4 によりその計算を行うものとする。ただし、事業者がその値増し、値引等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する課税期間において行った資産の譲渡等に係るものとしているときは、これを認める。</p> <p><b>（債務不履行に伴う長期割賦販売資産の取戻し）</b></p> <p>9-3-6 の 3 事業者が資産の長期割賦販売等をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、<u>長期割賦期間</u>の中途において当該販売等をした資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</p> <p>（注） 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</p> <p><b>（新設）</b></p> |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p><u>の譲渡等に該当しない。</u></p> <p><u>なお、この場合において、当該資産に係るリース契約の残価保証額の定めに基づき貸貸人が賃借人から収受する金銭は、その収受すべき金額が確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算するものとする。</u></p> <p><u>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産（所法第 67 条の 2 第 1 項《売買とされるリース取引》又は法第 64 条の 2 第 1 項《売買とされるリース取引》に規定するリース資産をいう。）の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人がその貸貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</u></p> <p><b>( 割賦購入の方法等による課税仕入れを行った日 )</b></p> <p>11 - 3 - 2 割賦購入の方法又はリース取引による課税資産の譲り受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日は、当該資産の引渡し等を受けた日となるのであるから、当該課税仕入れについては、当該資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間において法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定を適用するのであるから留意する。</p> <p><u>(注) リース取引において、賃借人が支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する課税期間の賃借料等として経理している場合であっても同様である。</u></p> <p><b>( 第三種事業及び第五種事業の範囲 )</b></p> <p>13 - 2 - 4 令第 57 条第 5 項第 3 号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業（自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下 13 - 2 - 6 及び 13 - 2 - 8 の 2 において同じ。）を含む。）、電気業、ガス業、熱供</p> | <p><b>( 割賦購入資産等に係る課税仕入れを行った日 )</b></p> <p>11 - 3 - 2 割賦購入の方法による課税資産の譲り受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日は、当該資産の引渡し等を受けた日となるのであるから、当該課税仕入れについては、当該資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間において法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定を適用するのであるから留意する。</p> <p><b>( 第三種事業及び第五種事業の範囲 )</b></p> <p>13 - 2 - 4 令第 57 条第 5 項第 3 号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業（自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下 13 - 2 - 6 において同じ。）を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業（以</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>給業及び水道業（以下「製造業等」という。）並びに同項第 4 号の規定により第五種事業に該当することとされている不動産業、運輸通信業及びサービス業（以下「サービス業等」という。）の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。</p> <p>この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる<u>次の産業をいうものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>情報通信業</u></li> <li>(2) <u>運輸業、郵便業</u></li> <li>(3) <u>不動産業、物品賃貸業</u></li> <li>(4) <u>学術研究、専門・技術サービス業</u></li> <li>(5) <u>宿泊業、飲食サービス業（飲食サービス業に該当するものを除く。）</u></li> <li>(6) <u>生活関連サービス業、娯楽業</u></li> <li>(7) <u>教育、学習支援業</u></li> <li>(8) <u>医療、福祉</u></li> <li>(9) <u>複合サービス事業</u></li> <li>(10) <u>サービス業（他に分類されないもの）</u></li> </ol> <p>なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等又はサービス業等に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、建売住宅を販売する建売業のうち、自ら建築施工しないものは、日本標準産業分類の大分類では「<u>不動産業、物品賃貸業</u>」に該当するが、他の者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものであるから、第一種事業又は第二種事業に該当し、また、自ら建築した住宅を販</p> | <p>下「製造業等」という。）並びに同項第 4 号の規定により第五種事業に該当することとされている不動産業、運輸通信業及びサービス業（以下「サービス業等」という。）の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。</p> <p>この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる<u>不動産業、情報通信業、運輸業、飲食店・宿泊業（飲食店に該当するものを除く。）、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）をいうものとする。</u></p> <p>なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等又はサービス業等に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、建売住宅を販売する建売業のうち、自ら建築施工しないものは、日本標準産業分類では<u>不動産業</u>に該当するが、他の者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものであるから、第一種事業又は第二種事業に該当し、また、自ら建築した住宅を販売するものは、第三種事業</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>売するものは、第三種事業の建設業に該当することとなる。</p> <p><b>(旅館等における飲食物の提供)</b></p> <p>13-2-8の2 令第57条第5項第4号ハ《第五種事業の種類》の規定により、サービス業から除くこととされている「飲食店業に該当するもの」とは、例えば、旅館、ホテル等の宿泊施設を経営する事業者が、宿泊者に対して宿泊に係る役務の提供に併せて当該宿泊施設において飲食物の提供を行う場合又は宿泊者以外の者でも利用することができる当該宿泊施設内の宴会場、レストラン、バー等において飲食物の提供を行う場合において、請求書、領収書等により当該飲食物の提供に係る対価の額を宿泊に係る役務の提供に係る対価の額と明確に区分して領収することとしているときの当該飲食物の提供が該当する。</p> <p>なお、食堂、レストラン、喫茶店、そば店、バー、キャバレー、酒場等(以下13-2-8の2において「食堂等」という。)のように、飲食のための設備を設けて、主として客の注文に応じその場所で飲食させる事業(以下13-2-8の2において「食堂等としての事業」という。)は、日本標準産業分類の大分類の区分も飲食サービス業とされており、同号ハの規定の適用を待つまでもなく、第四種事業に該当する。</p> <p>(注)1 食堂等が行う飲食物(店舗において顧客に提供するものと同種の調理済みのものに限る。)の出前は食堂等としての事業であり、第四種事業に該当するが、食堂等が自己の製造した飲食物を持ち帰り用として販売する事業は、製造小売業として第三種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 飲食のための設備を設けずに、自己の製造した飲食物を専ら宅配の方法により販売する事業は、製造小売業として第三種事業に該当することとなる。</p> | <p>の建設業に該当することとなる。</p> <p><b>(旅館等における飲食物の提供)</b></p> <p>13-2-8の2 令第57条第5項第4号ハ《第五種事業の種類》の規定により、サービス業から除くこととされている「飲食店業に該当するもの」とは、例えば、旅館、ホテル等の宿泊施設を経営する事業者が、宿泊者に対して宿泊に係る役務の提供に併せて当該宿泊施設において飲食物の提供を行う場合又は宿泊者以外の者でも利用することができる当該宿泊施設内の宴会場、レストラン、バー等において飲食物の提供を行う場合において、請求書、領収書等により当該飲食物の提供に係る対価の額を宿泊に係る役務の提供に係る対価の額と明確に区分して領収することとしているときの当該飲食物の提供が該当する。</p> <p>なお、食堂、レストラン、喫茶店、そば店、バー、キャバレー、酒場等(以下13-2-8の2において「食堂等」という。)のように、飲食のための設備を設けて、主として注文によりその場所で飲食させる事業(以下13-2-8の2において「食堂等としての事業」という。)は、日本標準産業分類の大分類の区分も飲食店とされており、同号ハの規定の適用を待つまでもなく、第四種事業に該当する。</p> <p>(注)1 食堂等が行う飲食物(店舗において顧客に提供するものと同種の調理済みのものに限る。)の出前は食堂等としての事業であり、第四種事業に該当するが、食堂等が自己の製造した飲食物を持ち帰り用として販売する事業は、製造小売業として第三種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 飲食のための設備を設けずに、自己の製造した飲食物を専ら宅配の方法により販売する事業は、製造小売業として第三種事業に該当することとなる。</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(第四種事業に該当する事業)</p> <p>13 - 2 - 8 の 3 令第 57 条第 5 項第 5 号《第四種事業の種類》に規定する第四種事業には、同項第 3 号《第三種事業の種類》の規定により第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業及び同項第 4 号《第五種事業の種類》の規定により第五種事業のサービス業から除かれる飲食店業に該当する事業のほかに、例えば、次の事業（これらの事業を営業者が行う資産の譲渡等のうち、第一種事業又は第二種事業に該当するものを除く。）が該当することとなる。</p> <p>(1) 信用金庫、信用協同組合、貸金業、質屋等の金融業</p> <p>(2) <u>金融商品取引業、商品先物取引業等</u></p> <p>(3) 生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、損害査定業等</p> <p>(令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等)</p> <p>16 - 1 - 2 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その他法令において特別会計を設けることが義務づけられている事業<br/> <u>地方公営企業法第 17 条《特別会計》、高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条《特別会計》、国民健康保険法第 10 条《特別会計》</u>に係る事業等が含まれる。</p> | <p>(第四種事業に該当する事業)</p> <p>13 - 2 - 8 の 3 令第 57 条第 5 項第 5 号《第四種事業の種類》に規定する第四種事業には、同項第 3 号《第三種事業の種類》の規定により第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業及び同項第 4 号《第五種事業の種類》の規定により第五種事業のサービス業から除かれる飲食店業に該当する事業のほかに、例えば、次の事業（これらの事業を営業者が行う資産の譲渡等のうち、第一種事業又は第二種事業に該当するものを除く。）が該当することとなる。</p> <p>(1) 信用金庫、信用協同組合、貸金業、質屋等の金融業</p> <p>(2) <u>証券業、証券投資顧問業、商品先物取引業等</u></p> <p>(3) 生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、損害査定業等</p> <p>(令第 72 条第 2 項に規定する用語の意義等)</p> <p>16 - 1 - 2 令第 72 条第 2 項《一部事務組合の一般会計・特別会計の区分》に規定する用語の意義等は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>(4) その他法令において特別会計を設けることが義務づけられている事業<br/> <u>地方公営企業法第 17 条《特別会計》、老人保健法第 33 条《特別会計》、国民健康保険法第 10 条《特別会計》</u>に係る事業等が含まれる。</p> |